

由利本荘市中央地域包括支援センター

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 設置者の名称 由利本荘市
- (2) 運営者の名称 社会福祉法人わかば会
- (3) 代表者氏名 理事長 池田 晃司
- (4) 所在地 秋田県由利本荘市石脇字田尻野 8-3

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域包括支援センター・指定介護予防支援事業所
- (2) 事業所番号 0500500400 (指定介護予防支援事業所)
- (3) 事業所の名称 由利本荘市中央地域包括支援センター
- (4) 事業所の所在地 秋田県由利本荘市東町 15 由利本荘市文化交流館カダーレ 1 階
- (5) 電話番号 0184-74-6629
- (6) 管理者氏名 佐藤 久美子
- (7) 事業所の運営方針
 - イ) 事業所職員は、常に資質の向上に努めるとともに、サービス提供にあたっては、利用者お宅にお伺いし、家族を含めた生活環境にも配慮した介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に努めます。
 - ロ) サービス実施状況の継続的な把握・評価を行うとともに、各サービス事業所の情報収集に努め、満足のいくサービス提供が行われるよう配慮します。
- (8) 通常の事業の実施地域
由利本荘市内（本荘地域の東部・西部、石脇、松ヶ崎の各地区及び西目地域）
- (9) 営業日及び営業時間
営 業 日：月～金曜日
(土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの年末年始は休日とします。)
営業時間：営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員数	
管理者（指定介護予防支援事業所）	1 名	
主任介護支援専門員	2 名	うち、1 名は管理者兼務
社会福祉士	2 名	
保健師	1 名	
看護師	1 名	

4. 当事業所が提供するサービスの種類

- (1) 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

- (2) 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の作成
- (3) サービス実施状況の継続的な把握・評価
- (4) 介護保険施設への紹介等
- (5) 医療との連携

5. サービスの利用料及び利用者負担

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（1単位：10円）

介護予防支援費	442 単位／月	新規に利用を開始する月に加算されます。
初回加算	300 単位/月	
介護予防ケアマネジメント A	442 単位／月	
介護予防ケアマネジメント B	428 単位/月	3 箇月に 1 回算定
委託連携加算	300 単位／月	指定居宅介護支援事業所に委託する場合加算されます。（初回に限る）

※介護保険の適用となる場合は、利用料の自己負担はありません。

また、介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用となる場合も同様です。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、利用料が全額自己負担となります。

その際にはサービス提供証明書を発行いたしますので、この証明書を市の窓口に提出しますと、払い戻し等が受けられます。

6. 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時の対応

サービス提供時に人身事故、器物破損、災害等が発生した場合は、速やかに必要な措置を行うとともに次に沿って連絡をします。

- 1) 人身事故等においては、サービス事業所と連絡をとり、直ちに救急車、または主治医へ連絡し、適切な指示を仰ぎ処置します。
- 2) 家族に対し、事故の状況、本人の状況等を連絡します。
- 3) 必要に応じて、関係機関に連絡し、指示を仰ぎ適正に対処します。

7. 虐待防止について

事業者では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤 久美子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 個人情報について

職員は正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密は漏らしません。

この契約の終了後も同様です。ただし、サービス者会議等必要最小限の範囲内で使用する際には、あらかじめ文章で同意を得ることとします。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）管理者（主任介護支援専門員）佐藤久美子

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

由利本荘市健康福祉部長寿生きがい課	由利本荘市尾崎 17 番地 電話：0184-24-6323
秋田県国民健康保険団体連合会	秋田市山王 4 丁目 2 番 3 号 電話：018-883-1550
本荘由利広域市町村圏組合介護保険課	由利本市尾崎 17 番地 電話：0184-24-3347

10. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者では、感染症及びまん延の防止のために、従業者に対する研修の実施等必要な措置を講じます。

11. その他

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施していません。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者事業者名

職・氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意し、重要事項説明書を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 由利本荘市
氏名

家族代表者 住所
氏名

利用者との関係（ ）

令和6年4月1日から施行する。

令和6年10月16日 改訂